

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年2月6日

大分地方法務局 登記官 富永美香

記

1 手続 番号	2 表題部所有者 不明土地に係る 所在事項	3 地目	4 地積 (m ²)	5 抹消する登記事項	6 登記すべき事項
3200 -2024 -0058	別府市亀川中央町 123番7	宅地	23.14		
3200 -2024 -0059	別府市亀川中央町 570番	墓地	152		
3200 -2024 -0067	別府市大字北石垣 字外園 1291番3	田	9.20		
3200 -2024 -0068	別府市大字北石垣 字林口 1298番	墓地	5.85	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者がない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)
3200 -2024 -0069	別府市大字北石垣 字林口 1299番1	畠	1.44	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者がない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)